

議案第九十一号

大谷地区ほ場整備事業に伴う字の区域の変更について

次のとおり字の区域を変更することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和六十三年九月十九日

三朝町長 安 田 真 一 郎

昭和六拾参年九月廿八日 原案可決

三朝町議会議長 安井由行

区域を変更 する字の名称	同上の区域（昭和六十三年八月一日現在の地番による。）
大字大谷 字若杉	大字大谷字若杉のうち一七八の六五の一部、一七八の六六の一部、一七八の六七、一七八の六八、一七八の一一二、一八三の一、一八三の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字大谷 字後口山	大字大谷字後口山のうち六三三の一部以外の区域 大字大谷字若杉一七八の六五の一部、一七八の六六の一部、一八三の一、一八三の二
大字大谷 字中ノ谷	大字大谷字中ノ谷の全域 大字大谷字若杉一七八の六五の一部、一七八の六七、一七八の六八、一七八の一一二及びこれらと一体をなす国有地 大字大谷字後口山六三三の一部
大字大谷 字下大成	大字大谷字下大成のうち六八七の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域 大字大谷字大成六八九の一、六八九の二、六九〇、六九一の一部、六九二の一部、六九五の一部、七〇九の一の一部、七〇九の二の一部、七一一の一部及びこれらと一体をなす国有地

大字大谷
字大成ル

大字大谷字大成ルのうち六八九の一、六八九の二、六九〇、六九一の一部、六九二の一部、六九五の一部、七〇九の一の一部、七〇九の二の一部、七一一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

大字大谷字下大成六八七の一部及びこれと一体をなす国有地